

出雲市港湾・漁港漁場工事における現場環境改善費の積算要領

(目的)

第1条 この要領は公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

(対象工事)

第2条 出雲市が発注する屋外で実施する港湾工事・漁港漁場関係工事(浚渫(しゅんせつ)工事、構造物工事)及び海岸工事(港湾に関わる海岸・水産庁所管の海岸)とする。

(対象となる内容)

第3条 工事に伴い実施する現場環境改善(仮設備関係、営繕関係、安全関係)及び地域連携(以下「現場環境改善等」という。)に関するものを対象とする。

(適用の範囲)

第4条 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、全ての屋外工事を対象とする。ただし、実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

(積算方法)

第5条 積算方法の基本的な考え方は、次のとおりとする。

(1) 現場環境改善費の積算は以下による。

港湾土木請負工事積算基準 第1部第2章2節2-11 現場環境改善費

漁港漁場関係工事積算基準 第1部第2章2節2-11 現場環境改善費

令和7年7月4日付け港湾局技術企画課「熱中症予防・防寒対策に関する費用計上について(実施要領)」

令和7年7月24日付け水産庁事業課「熱中症予防・防寒対策に関する費用計上について(実施要領)」

(2) 現場環境改善等に要する費用は、原則として当初設計には含めず、受発注者協議により実施の要否、対策の妥当性を確認のうえ、率計上及び積上げ計上により変更設計にて計上する。ただし、発注者が当初から必要と認めた工事は、当初発注時点で現場環境改善費率計上による費用を計上する。

(3) 現場環境改善費率計上による費用は、(1)の積算基準「2-11-2 現場環境改善費の構成」のうち1内容以上の実施に要する費用である。

- (4) 熱中症対策・防寒対策に関する費用のうち、積上げ費用の計上は、現場環境改善費率及び現場管理費率にて計上される費用と重複がないことを確認し、現場環境改善費率分で計上される額の50%を上限に、変更設計により計上を行うものとする。その費用は「物価資料」または「見積り」等を参考に適切に積上げ計上すること。なお、計上に当たっては、対策の妥当性を確認すること。
- (5) 特別な内容を行う場合で、費用が巨額となり現場環境改善等に要する費用を率分で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を特記仕様書に明示するとともに、その費用を「物価資料」または「見積り」等を参考に適切に積上げ計上すること。
- (6) 全ての実施内容について、設置した機器等の稼働に係る電気代・燃料代は、現場管理費に動力・用水光熱費として率計上されることから、現場環境改善費に含めない。
- 2 積上げ計上する場合の留意事項は、次のとおりとする。
- (1) リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。
- (2) 購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。
- (3) 施設・設備等の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議のうえ、決定するものとする。
- (現場環境改善等計画書の提出について)
- 第6条 現場環境改善等を実施する工事について、現場環境改善等計画を施工計画書に含めて提出するものとし、工事完了後において、その実績を写真にて確認すること。
- (工事成績評定の取扱いについて)
- 第7条 現場環境改善として実施した内容については、工事成績評定の考査項目における「創意工夫」及び「社会性等」の対象としない。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。